

貸主に再契約の意思がない場合

3-●●●●●

震 援 号 外  
平成●●年●●月●●日

〒●●●●-●●●●●  
●●市●●●● ●●●● (物件名)  
●● ●● 様  
整理番号 (●●●●●)

宮城県保健福祉部震災援護室長  
(公 印 省 略)

民間賃貸住宅借上げによる応急仮設住宅の契約期間の終了  
について (通知)

この度の東日本大震災の被災者の皆様には、心よりお見舞い申し上げます。  
さて、応急仮設住宅として県から供与している下記物件については、契約期間の満了に伴い入居期間が終了となりますので、契約期間満了日までに退去できるように御準備ください。

なお、退去後の転居先については、別紙「応急仮設住宅としての民間賃貸住宅に係る供与期間延長の取扱い」を御確認願います。

記

- 1 物件名 ●●アパート ●●●●号室 (間取り ●●●●●)
- 2 物件所在地 ●●市●●●
- 3 契約期間 平成●●年●●月●●日から平成●●年●●月●●日まで

(注) 現在の契約内容から印字しています。

お問い合わせ先  
宮城県応急仮設住宅契約事務センター  
電 話 : 0 2 2 - 7 4 5 - 0 5 6 5

応急仮設住宅としての民間賃貸住宅に係る供与期間延長の取扱い  
(入居者用)

[概要]

東日本大震災により住家が全壊、全焼又は流失するなどして居住する住家がない被災世帯に対し、災害救助法に基づく応急仮設住宅として供与するため、県が貸主と賃貸借契約を締結し借上げた物件について、貸主及び入居者双方に再契約の意思がある場合、供与期間を契約の終期から1年間延長することとしました。

○ 手続き方法

再契約に係る事務手続きについては、契約終期の約6～8か月前に貸主に対して、再契約の意向確認を行っております。入居者には、貸主の意向確認後、その内容により、次の1又は2のとおり御案内を送付します。

全体の手続きの流れは、別添「県借上げ住宅の供与期間延長に伴う再契約の手続きフロー」のとおりです。

1 貸主に再契約の意思がある場合

現在お住まいの住宅について、契約期間の満了に伴い入居期間が終了（原契約）となることを通知します。また、入居期間を1年間延長（再契約）することについて、入居者の意向を確認します。

同封する「再契約意向確認書（入居者用）」に必要事項を御記入の上、御返送いただきます。

なお、再契約意向確認書（入居者用）返送後の手続きは次のとおりとなります。

(1) 入居者に再契約の意思がある場合

貸主、入居者及び借主である宮城県も含めた3者で、原契約の契約終期の翌日から1年間の新たな契約を締結します。入居者には、貸主等を通じて再契約手続き依頼を行う予定です。

(2) 入居者に再契約の意思がない場合

- ① 原契約の契約期間満了をもって、応急仮設住宅の供与は終了となります。
- ② 再契約の意思がないことを貸主等に御連絡いただくとともに、契約期間満了日までに退去の準備をお願いいたします。
- ③ 現在お住まいの住宅を退去する場合は、事前に貸主等と調整した上で、貸主等の立ち会いのもと退去してください。
- ④ 契約期間の途中で退去する場合は、退去日の1か月前までに、市町村を通じて解約申出書を提出してください。ただし、契約期間満了日に退去する場合は、解約申出書の提出は不要です。

## 2 貸主に再契約の意思がない場合

現在お住まいの住宅について、契約期間の満了に伴い入居期間が終了となることを通知します。契約期間満了日までに退去が必要となりますので、退去の準備をお願いいたします。

なお、今後の手続きは次のとおりとなります。

### (1) 現在お住まいの住宅からの退去に係る手続き

- ① 事前に貸主等と調整した上で、貸主等の立ち会いのもと退去してください。
- ② 契約期間の途中で退去する場合は、退去日の1か月前までに、市町村を通じて解約申出書を提出してください。ただし、契約期間満了日に退去する場合は、解約申出書の提出は不要です。

### (2) 自宅再建が可能な場合の転居

応急仮設住宅は自らの資力をもって住宅を確保することができない方が対象となりますので、自宅再建が可能な方は、被災者生活再建支援制度を活用するなど、自宅再建を図るようお願いいたします。

なお、被災者生活再建支援制度の詳細については、被災当時お住まいの市町村窓口にて御相談ください。

### (3) 自宅再建が困難な場合の転居

転居先は、県内の次の応急仮設住宅となります。ただし、転居が認められるのは、貸主に再契約の意思がない場合に限られますことを御注意願います。

また、具体的な手続きについては、必ず同封の通知文書を御持参の上、転居希望先の市町村窓口にて、お早めに御相談願います。

なお、転居先は、現在居住している市町村以外でも構いません。

- ① プレハブ仮設住宅
- ② 公営住宅等
- ③ 民間賃貸住宅

※ 民間賃貸住宅への転居は、転居希望先の市町村に①及び②の応急仮設住宅に空きがない場合に限ります。その場合は、円滑に転居ができるよう、原契約の契約期間満了日の2か月前までに申請をしていただきますよう御協力をお願いいたします。

#### 県内市町村お問い合わせ先電話番号

仙台市	022-214-5080	蔵王町	0224-33-2214	利府町	022-356-1334
石巻市	0225-95-1111 (内線3957)	七ヶ宿町	0224-37-2111	大和町	022-345-7504
塩竈市	022-364-1131	大河原町	0224-53-2115	大郷町	022-359-5508
気仙沼市	0226-22-6600 (内線432)	村田町	0224-83-6402	富谷町	022-358-0513
白石市	0224-22-1325	柴田町	0224-55-5010	大衡村	022-345-5111
名取市	022-383-6238	川崎町	0224-84-6008	色麻町	0229-65-2111 (内線153)
角田市	0224-61-1185	丸森町	0224-72-2115	加美町	0229-63-5264
多賀城市	022-368-1141 (内線652)	亘理町	0223-34-0548	涌谷町	0229-43-2112
岩沼市	0223-35-7751	山元町	0223-29-8003	美里町	0229-32-2941
登米市	0220-58-5551	松島町	022-354-5706	女川町	0225-54-3131
栗原市	0228-22-1340	七ヶ浜町	022-357-7449	南三陸町	0226-29-6451
東松島市	0225-82-1111 (内線1489)				
大崎市	0229-23-8054				

## 県借上げ住宅の供与期間延長に伴う再契約の手続きフロー

